



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程

～ 2007 年 7 月 1 日以降に新件を受任する場合になすべきこと～

日弁連は、弁護士が犯罪収益の移転行為（以下「マネーロンダリング」という）に関与しないことを確保するため、「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」（以下「本規程」という）を定めた。

これにより、会員は、2007 年 7 月 1 日から、事件を受任しようとするとき、さらに受任後も、これまで以上に慎重にマネーロンダリングに関わるものであるか否かを検討しなければならない。一定の場合に、依頼者の身元確認をし、記録を保存しなくてはならなくなった。

以下、概説する。なお、本規程の全文は日弁連 HP (http://www.nichibenren.or.jp/ja/jfba_info/rules/data/kitei_no.81.pdf) に掲載されている。

< 本規程の構造 >

● 総則的な規程

1 条 目的

● FATF 勧告を実現するための 2 つの規程

2 条 身元確認義務

3 条 記録保存義務

● 弁護士が犯罪収益の移転行為に関与しないことを確保するための 3 つの規程

4 条 法律事務の依頼を受けようとする際

5 条 法律事務の依頼を受けた後

6 条 法律事務以外で金員等を預かる際

なぜ？

Financial Action Task Force（各国が協調してマネーロンダリング規制を図るために設立された機関。以下「FATF」と標記する）の勧告を国内において実施するため、2007 年 3 月 31 日、犯罪収益移転防止法が成立した。当初、弁護士も同法の規制の対象に入れることが検討されたが、疑わしい取引の国家公安委員会への報告義務は弁護士の守秘義務を危うくし、依頼者が弁護士を信頼して弁護士に事実を語るという司法の基盤を揺るがすものである（羅針盤「弁護士業務に脅威！ゲートキーパー問題」LIBRA2005 年 6 月号 14 頁参照）。

そこで、同法は、弁護士を含む士業については疑わしい取引の報告義務を課さないことにするとともに、弁護士についての身元確認義務・記録保存義務は日弁

連の会規で定めるところによつたとした（8 条 1 項）。これを受けて、日弁連は、弁護士についての身元確認義務・記録保存義務を本規程で定め、弁護士がマネーロンダリングに関与すること（自ら進んで関与する場合に限らず、利用される場合も含む。以下、同じ）を防止し、もって弁護士の職務の適正を図ることとした。

どんなときに？

職務外の場合には、そもそも適用がない。また、職務上の場合であっても、法律事務に関連しないときには、資産の預かり（6 条）、2 条 2 項各号に列挙した事由にのみ適用がある（6 条）。さらに、法律事務に関連するときであっても、官公署からの委嘱によるのであれば、適用がない。

< 本規程の適用場面 >

職 務				職務外
法律事務に関連するとき		法律事務に関連しないとき		
官公署からの委嘱	依頼者から	依頼者から	官公署からの委嘱	
適用なし	2条1項, 3条, 4条, 5条	6条	適用なし	適用なし
	2条2項			

※日弁連が作成した資料を基に筆者が作成

どんなことを？

次の5つの行為である。

I 身元の確認 (2条)

法律事務に関連して、依頼者の金融機関の口座を管理し又は依頼者から100万円以上の金員（現金及び金融機関による送金の場合も含む）、有価証券その他の資産を預かりもしくは管理を行なうときには、依頼者の身元を確認しなければならない（1項）。ただし、予納金等の納付のため（同項1号）、債務の履行のため（同項2号）、弁済金・和解金等の受領（同項3号）、報酬又は費用の前受け（同項4号）の各場合は、この限りではない。

また、法律事務に関連しているか否かにかかわらず、不動産の売買、会社の設立・経営のための出資、法人の設立、信託契約の締結、会社の買収又は売却の準備又は実行をするときも同様である（2項）。

確認事項は、自然人の場合には、氏名、住所及び生年月日、法人の場合には、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び代表者・代理人又は使用人として依頼その他の事務を行なう者の氏名・役職である。確認方法は、公文書又はこれに準じる文書に基づく確認である。

なお、一度身元を確認した依頼者については、その後5年間は身元確認をする必要がない（4項）。

II 記録の保存 (3条)

対象は、①依頼者の身元確認のために提出を受けた書類（例：運転免許証、健康保険証、登記事項証明書）の写し、及び②資産管理行為等をしたとき及び取引等

の準備・実行をしたときにそれらの概要を記載した書面（例：預り証、契約書の写し、資金の移動に関する写し）である。

期間は、資産管理行為等又は取引等が終了した時から5年間である。

III 依頼を受けようとする際の適切な対応 (4条)

依頼を受けようとする際には、犯罪収益の移転に関わるものであるか否かを慎重に検討しなければならない。もし依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認識した場合、依頼を受けてはならない。

IV 依頼を受けた後の適切な対応 (5条)

依頼を受けた後も、もし依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認識した場合、依頼者に対し、①違法であることを説明し、その目的の実現を回避するように説得に努めねばならず、依頼者が説得に応じないときには、②辞任しなければならない。

V 法律事務以外で金員等を預かる際の適切な対応 (6条)

預託目的を慎重に検討しなければならない。預託目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを認識した場合には、預かってはならない。問題がないと判断して預かった場合であっても、身元確認・記録保存・依頼を受けた後の適切な対応については、2条、3条、5条に準じる。

詳細は？

6月11日に日弁連が「マネーロンダリング対策ガイドンス」を行なっている。そのビデオライブラリーを参照されたい。アクセス方法は、日弁連HP (<http://www.nichibenren.or.jp/>) の会員ページ→会員向けのお知らせ→6月19日付「マネーロンダリング対策ガイドンスをビデオライブラリーに掲載しました」のクリックである。

（司法改革総合センター事務局次長 白井 一廣）